

地方独立行政法人桑名市民病院 中期目標（案）・中期計画（案）対照表

中期目標（最終修正案）	中期計画（案）
<p>前文</p> <p>桑名市民病院は、市民に安心・安全な医療を提供し、その健康の保持を図るため、地域の中核病院として設置された病院である。</p> <p>その使命を達成すべく、昭和41年4月の開院以来43年間にわたり、救急医療をはじめとする高度医療を提供するとともに、本市及び地域における医療水準の向上に寄与してきたが、施設・設備は老朽化と狭隘化が進んでいる。</p> <p>また、近年の病院を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や生活習慣病の増加等に伴う医療需要の多様化や国の医療制度改革に加え、地域の医師や看護師等の不足により、病院機能の低下を招くとともに、収支バランスの悪化による経営的な危機に直面するに至った。</p> <p>このような危機的状況に対応し、質の高い医療を継続的かつ安定的に提供して、市民の期待と信頼に応えることは、公的医療機関としての責務である。</p> <p>特に、市民病院に求められる機能は、地域の医療機関との連携及び役割分担の下で、救急医療、小児・周産期医療、感染症医療、災害その他緊急時における医療、高度医療等の不採算医療や政策医療も含めた、質の高い医療を市民に対して安全に提供することとともに、病気の予防や健診等、市民の健康を守るための医療を供給することである。</p>	<p>はじめに</p> <p>地方独立行政法人桑名市民病院（以下「法人」という。）は、桑名市民病院が地域の中核病院として、市民への安心・安全な医療の提供及び健康の保持を図る使命を一層確実に果たすため、桑名市長から示された中期目標の達成が求められている。</p> <p>すなわち、法人は、市民の医療需要の変化や医療制度に関する諸課題を的確に捉えた上で、地方独立行政法人制度の特長である自主性・自律性を最大限に発揮した病院運営と医療の質の更なる向上及び病院財政の健全化に取り組み、患者及び市民の期待と信頼に応える病院づくりを目指さなければならない。</p> <p>また、現在の桑名市民病院は、交通の利便性も悪く、開院後43年が経過し、施設・設備の老朽化と狭隘化が進んでおり、これらを解決する必要がある。</p> <p>このため、桑名市と連携して施設整備計画を早急に策定した上で、新たな地域の中核病院の実現に取り組むこととし、それまでの間は、桑名市民病院及び桑名市民病院分院において医療を提供することとする。</p> <p>こうした観点から、ここに地方独立行政法人桑名市民病院中期計画を定め、これに基づいて法人の使命を達成すべく、役職員一丸となって業務の遂行に当たることとする。なお、この中期計画は、</p>

そして、このような医療を提供するためには、病床数、診療科の整備及び医師等の確保を勘案して、新たな地域の中核病院の実現に取り組む必要がある。

これらの使命と責務を一層確実に果たしていくため、桑名市民病院は、自律性、機動性及び透明性の高い業務運営と、職員個々の業績や能力をより反映した人事管理及び給与制度の導入が可能となる、非公務員型の地方独立行政法人に移行することとした。

移行後は、地方独立行政法人桑名市民病院(以下「法人」という。)として、制度の特長を十分に活かした病院運営、病院を取り巻く環境の変化への迅速な対応、及び医療の質の更なる向上に取り組み、あわせて経営を効率化するとともに、職員の意識改革を徹底し、さらには患者及び市民のニーズを把握する取組みを行い、その期待に最大限応えていくことを切望する。

第1 中期目標の期間

平成21年10月1日から平成26年3月31日までの4年6か月間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 高度医療の提供

(1) 重点的に取り組む医療の実施

救急医療並びにがん、脳血管障害、循環器疾患、糖尿病及び

中期目標の達成に当たり、現在の2病院の体制で実施すべき中期計画としており、新病院整備計画が決定した際には中期計画の見直しを行うものとする。

(注)以下の計画中、桑名市民病院分院の数値は、平成20年度までは旧平田循環器病院の数値である。

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 高度医療の提供

(1) 重点的に取り組む医療の実施

救急医療については、現在5病院が病院群輪番制を敷いてお

消化器疾患の分野における高度医療及び急性期医療に重点的に取り組むこと。

<参考> 桑名地域の地域医療の現状

応急診療所

休日・夜間における急病者の医療として、桑名市応急診療所や在宅当番医が初期救急を担っている。平成20年度の応急診療所の総受診者数は、2,194人で、うち7割は、小児科受診者。

二次救急医療

休日や夜間における重症救急患者に対応する二次救急医療について病院群輪番制病院として、市内5病院（桑名市民病院、山本総合病院、ヨナハ総合病院、青木記念病院、大桑病院）が輪番体制で二次救急を担っている。

小児の二次救急医療

休日や夜間における小児の二次救急医療については、山本総合病院を小児科救急医療センターとして、山本総合病院の医師、桑名市民病院の医師、地域の開業医も協力しながら、小児の二次救急医療を担っている。

り、それを尊重しつつ救急医療の増強を図る。

具体的には、地域の医療機関からの紹介患者及び救急車搬送患者を積極的に受け入れる。

〔桑名市消防本部救急搬送患者数に占める受入れ患者数の割合〕

病院名	平成18年 実績値	平成19年 実績値	平成20年 実績値	平成25年 計画値
桑名市民病院	17.1%	17.0%	18.8%	25.0%
桑名市民病院分院	2.6%	2.7%	2.2%	

がん、脳血管障害、循環器疾患、糖尿病及び消化器疾患の分野における高度医療及び急性期医療に取り組むため、治療内容の充実及び医療提供体制の強化を図る。

〔がん、脳血管障害、循環器疾患及び糖尿病の患者数〕

病院名	区分	平成20年度実績値
桑名市民病院	がん	965人
	脳血管障害	425人
	循環器疾患	1,329人
	糖尿病	1,081人
桑名市民病院分院	がん	8人
	脳血管障害	16人
	循環器疾患	713人
	糖尿病	525人
備考	がん、脳血管障害及び循環器疾患については入院患者数、糖尿病については外来患者数	

(2) 診療機能の整備

医療需要の質的及び量的変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して小児科、産婦人科等、診療部門の充実及び見直しを行うこと。

また、地域住民の医療需要に応じた専門外来の設置及び充実に進めるなど、診療機能の整備を図ること。

(3) 高度医療機器の計画的な整備及び更新

桑名市民病院に求められる高度医療を提供できるよう、中期目標の期間における資金計画を策定し、計画的な医療機器の更新及び整備を進めること。

(4) 災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力体制の整備

災害時及び重大な感染症の流行時等には、桑名市からの要請に基づき必要な医療を提供するなど、桑名市が実施する災害対策等に協力すること。

(2) 診療機能の整備

患者動向や医療需要の変化に対応するため、診療科及び診療時間をはじめとする診療機能の充実又は見直しを行う。特に小児科及び産婦人科の機能向上に努め、産婦人科については、助産師を採用するなどして、現在休止している分娩を平成23年度までに再開する。

地域住民の医療需要に応じた専門外来の設置及び充実に進める。

新病院の実現に合わせて、ICUの施設基準を達成する。

(3) 高度医療機器の計画的な整備及び更新

中期目標の期間における整備及び更新計画を策定し、医療機器の計画的な整備及び更新を進める。

医療機器の整備及び更新に当たっては、稼働率や収支の予測を十分に行った上で進めるとともに、リース等を含めた最適な導入形態を検討する。

新病院の実現に合わせて、放射線治療装置など、高度医療機器等の設備面の充実に図る。

(4) 災害時及び重大な感染症の流行時等における医療協力体制の整備

災害医療に関する研修及び医療救護を想定した訓練等を充実させ、災害に備えるとともに、災害時には、桑名市からの要請に基づき必要な医療救護活動を実施し、桑名市が実施する災害対策に協力する。

<p>2 医療水準の向上</p> <p>(1) 医療職の人材確保</p> <p>桑名市民病院において提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師、看護師及び医療技術職員の確保に努めるとともに、臨床研修医及び後期研修医（専門分野の研修を行う医師をいう。）の受入れに努めること。</p> <p>また、より多くの採用希望者を集めるべく、魅力ある病院の施設作り及び運営に努めること。</p> <p>(2) 医療職の専門性及び医療技術の向上</p> <p>医師、看護師及び医療技術職員に対して、資格の取得も含め</p>	<p>新病院の実現に合わせて、施設・設備面での充実を図り、重大な感染症の流行時等における入院診療等において、地域医療に貢献する。</p> <p>2 医療水準の向上</p> <p>(1) 医療職の人材確保</p> <p>設備の整った新たな地域の中核病院を実現するとともに、医師の待遇を向上させ、各種専門医の研修機関としての認定を促進するなど、医師にとって魅力的な病院作りに努めつつ、大学等関係機関との連携の強化、公募の推進等により、医師の確保を図る。</p> <p>臨床研修プログラムの改善及び充実を図るなど、教育研修体制を整備し、臨床研修医及び後期研修医（専門分野の研修を行う医師をいう。）の受入れ拡大を図る。</p> <p>看護師、助産師及び医療技術職員については、教育実習等を通じて関係教育機関等との連携を強化し、看護師、助産師及び医療技術職員の確保を図る。</p> <p>医師の長時間勤務の改善や育児中の女性職員の業務の負担を軽減するなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい環境を整備し、人材の確保と定着に取り組む。特に、女性医療職については、柔軟な雇用形態や院内保育所の充実等により、その確保を図る。</p> <p>(2) 医療職の専門性及び医療技術の向上</p> <p>医師、看護師及び医療技術職員に対して、学会、発表会や研</p>
--	--

た教育研修体制を充実を図るなど、専門性及び医療技術の向上を図ること。

修への参加と職務上必要な資格の取得を促すため、業務の交代や軽減並びに法人が負担する必要経費の増額など、その支援を拡大する。

そのうち法人が負担する必要経費については、年度ごとに漸増させ、平成25年度において平成20年度（7,285千円）比30%程度の増額を目指す。

〔学会、発表会等への延べ参加者数（カッコ内はうち発表者数）〕

病院名	区分	平成20年度実績値
桑名市民病院	医師	122人（18人）
	看護師	105人（3人）
	医療技術職員	44人（1人）
桑名市民病院分院	医師	0人（0人）
	看護師	25人（0人）
	医療技術職員	32人（1人）

特に、看護師については、専門看護師及び認定看護師の資格の取得を促進する。（専門看護師とは、社団法人日本看護協会専門看護師認定審査に合格し、特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者をいい、認定看護師とは、同協会認定看護師認定審査に合格し、特定の認定看護分野において熟練した看護技術と知識を有することが認められた者をいう。いずれも高度な看護の提供が可能となり、診療報酬の加算もある。）

〔専門看護師数及び認定看護師数〕

(3) 地域医療連携の推進

地域の中核病院としての役割を果たすため、他の医療機関との機能分担と連携を強化するとともに地元医師会等と協力し、紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図ること。

病院名	区分	平成20年度実績値	平成25年度計画値
桑名市民病院及び分院	専門看護師	0人	1人
	認定看護師	0人	3人

(3) 地域医療連携の推進

地域の中核病院としての役割から、他の医療機関との機能分担と連携を強化するため、地域連携パスを作成する。

紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を、地元医師会等と協力して進め、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。

〔紹介率〕

病院名	平成20年度実績値	平成25年度計画値
桑名市民病院	27.5%	35%
桑名市民病院分院	26.3%	(複数医師勤務診療科では40%)

他の医療機関に対して、CTやMRI等の検査データの貸出しをはじめとする診療情報の提供や、それらの検査の受託を積極的に進める。

〔他の医療機関からの検査受託件数〕

病院名	区分	平成20年度実績値	平成25年度計画値
桑名市民病院	MRI	4件	30件
	睡眠時無呼吸症候群簡易検査	0件	20件

		C T	4 件	30件
	桑名市民病院 分院	C T	0 件	
	備考 平成20年度実績値については、平成21年1月から同年3月までの件数			
	<p>新病院の実現に合わせて、地域がん診療連携拠点病院の指定を受けることを目指す。<u>(地域がん診療連携拠点病院とは、がん診療における地域格差をなくし質の高いがん医療を提供するために、地域におけるがん診療連携を推進するために中核となる病院をいう。都道府県からの推薦を受け、厚生労働省が整備指針に基づき指定する。整備指針では、耐震構造が指定の条件になっている。)</u></p>			
(4) クリニカルパスの作成及び適用と後方支援体制の整備	(4) クリニカルパスの作成及び適用と後方支援体制の整備			
標準的かつ効率的な医療を提供することで患者負担を軽減し、治療期間の短縮にも寄与できるよう、クリニカルパス(疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。)の作成及び適用を進め、質の高い医療を提供するとともに、転院あるいは退院後の医療が円滑に継続できるように、後方支援体制を整えること。	標準的かつ効率的な医療を提供することで患者負担を軽減し、治療期間も短縮するため、院内のパス委員会での検討を通じて、作成済みのクリニカルパスの点検や新たなパスの作成を進める。			
	〔クリニカルパスの種類数〕			
	病院名	平成20年度実績値	平成25年度計画値	
	桑名市民病院	13	20	
	桑名市民病院分院	7	10	
	他の医療機関の後方支援病院として、術後入院や緊急時の受			

3 患者サービスの一層の向上

(1) 診療待ち時間等の改善

外来診療、検査及び手術等の待ち時間の改善に取り組むこと。

入れ等、円滑で継続的な医療を提供できる体制を強化する。

〔後方支援する医療機関数〕

病院名	平成20年度実績値	平成25年度計画値
桑名市民病院及び分院	3	8

地域医療連携室の機能を充実させ、地域包括支援センターや地域の介護・福祉機関への患者情報の提供や退院時カンファレンスの取組み等を推進することにより、その連携を強化し、医療から介護・福祉への切れ目のないサービスの提供を行う。

3 患者サービスの一層の向上

(1) 診療待ち時間等の改善

待ち時間に関する実態調査を毎年1回以上行い、その現況及び原因を把握し、必要に応じて次のような改善を行う。

ア 再診予約制度の運用方法の再検討のほか、初診予約制度の導入等、予約制度全般について再度検討し、診療待ち時間の短縮を図る。

イ 検査機器の稼働率の向上等により、検査待ち日数及び時間の短縮を図る。

ウ 手術室の効率的な運用等、手術の実施体制を整備し、平成25年度における手術件数は、平成20年度比20%増を目指す。

〔手術件数〕

病院名	平成20年度実績値	平成25年度計画値
桑名市民病院	985件	1240件以上
桑名市民病院分院	47件	

<p>(2) 院内環境の快適性向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。</p> <p>(3) 患者の利便性向上 医療費のクレジットカード等による支払いや、コンビニエンスストアでの収納等、患者の利便性の向上に取り組むこと。</p> <p>(4) 職員の接遇向上 患者サービス向上の観点から、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。</p> <p>(5) ボランティアとの協働によるサービス向上 地域のボランティアと連携・協力して患者サービスを向上させるため、ボランティアの積極的な参加を促すこと。</p> <p>4 より安心して信頼できる質の高い医療の提供</p> <p>(1) 医療安全対策の徹底 患者及び市民に信頼される良質な医療を提供するため、院内</p>	<p>(2) 院内環境の快適性向上 患者や来院者により快適な環境を提供するため、病室、待合室、トイレ及び浴室等の改修又は補修を実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。</p> <p>(3) 患者の利便性向上 医療費のクレジットカード、デビットカード又は電子マネー等による支払や、コンビニエンスストアでの収納等について、経営上のメリット及びデメリットを勘案しつつ、患者の利便性の向上に取り組む。</p> <p>(4) 職員の接遇向上 市民に選ばれ、市民が満足する病院であるため、既に実施している院内及びホームページでの「あなたの声」の取組みに加え、定期的な患者アンケート、患者の会等を通じて患者の意向をとらえ、患者サービスの向上につなげる。 その上で、全職員が参加する研修や接遇の良い病院の見学等により、病院全体の接遇の向上を図る。</p> <p>(5) ボランティアとの協働によるサービス向上 地域のボランティアと連携・協力して患者サービスを向上させるため、ボランティアの積極的な参加が可能となるよう、規程の見直しや施設の整備を進める。</p> <p>4 より安心して信頼できる質の高い医療の提供</p> <p>(1) 医療安全対策の徹底 市民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全管理</p>
---	--

感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(2) 患者中心の医療の実践

医療の中心は患者であるという認識の下、患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が、自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような十分な説明を受けた上での同意をいう。）を徹底すること。

また、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の医師の意見を聴くこと、またその意見をいう。）を提供する体制を強化すること。

(3) 法令の遵守等

患者が安心して医療を受けられるよう、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、行動規範と倫理を確立すること。

また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

委員会において医療事故及び医療事故につながる潜在的事故要因に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策を徹底する。

院内感染の発生原因の究明及び防止対策を確立し、患者とその家族及び職員の安全を確保するため、院内感染対策委員会及びICT（Infection Control Team＝感染対策チーム）において、感染源や感染経路に応じた未然防止及び発生時の院内感染対策を検討し、確実に実施する。

(2) 患者中心の医療の実践

医療の中心は患者であるという認識の下、患者とその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、治療及び検査の選択についてその意思を尊重するため、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、医療相談室の機能の充実を図る。

医療を自由に選択する患者の権利を守るため、他院及び自院の患者やその家族が、治療法等の判断に当たり主治医とは別の医師の意見を求めたとき、適切にセカンドオピニオンを提供できる体制を強化する。

(3) 法令の遵守等

桑名市が設立する医療機関としての公的使命を適切に果たすため、医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、役職員の行動規範と倫理を確立する。

診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家

<p>(4) 電子カルテシステムの導入</p> <p>患者中心の医療の充実や安全性の向上等を図るため、医療情報システムの更新時等にあわせて、電子カルテシステムの導入を進めること。</p> <p>(5) 病院機能評価の認定</p> <p>財団法人日本医療機能評価機構が実施している病院機能評価の認定を中期目標期間中の早期に受けることにより、医療の質及び安全対策の検証に努め、市民からの信頼の確保に努めること。</p> <p>(6) 市民への保健医療情報の提供及び発信</p> <p>医療に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、市民対象の公開講座の開催やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	<p>族への情報開示については、桑名市民病院個人情報保護規程に基づき、個人情報保護推進委員会を中心として適切に行い、また、プライバシーマークの取得を推進する。</p> <p>(4) 電子カルテシステムの導入</p> <p>診療の効率性を確保しつつ、患者中心の医療の充実や安全性の向上等を図るため、カルテの運搬や受付・会計待ち時間が削減可能で、カルテの取違えや薬の処方ミス等も防止できる電子カルテシステムの導入を、新病院の整備時に進める。</p> <p>(5) 病院機能評価の認定</p> <p>医療の質及び安全対策を検証し、市民からの信頼を確保するため、財団法人日本医療機能評価機構が実施している病院機能評価の認定を中期目標期間中の早期に取得する。</p> <p>(6) 市民への保健医療情報の提供及び発信</p> <p>医療に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、平成20年度に医師・薬剤師等が参加して7回実施した出前講座、平成19年度から毎年1回開催している公開講座の充実、<u>医師をはじめとする医療スタッフによる、病院内での地域住民を対象とした小講座の開催</u>、及び広報、ケーブルテレビ、ホームページの活用等により、保健医療情報を発信し、市民の医療や健康に対する意識の啓発を推進する。</p> <p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとる</p>
--	---

<p>1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立</p> <p>桑名市民病院の運営が的確に行えるよう、理事会及び事務局等の体制の整備をはじめ、中期目標、中期計画及び年度計画を着実に達成できる運営管理体制を構築すること。</p> <p>2 効率的かつ効果的な業務運営</p> <p>(1) 適切かつ弾力的な人員配置</p> <p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置すること。</p> <p>また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 事務部門の職務能力の向上</p> <p>プロパー職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成し、事務部門の職務能力の向上を図ること。</p>	<p>べき措置</p> <p>1 地方独立行政法人としての運営管理体制の確立</p> <p>桑名市民病院の運営が的確に行えるよう、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会のほか、病院組織の体制を整備して、運営管理体制を構築する。</p> <p>中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告を踏まえ、各診療科・部門別の収支を計算するなどの経営分析や、計画の進捗状況の定期的な把握等を行い、継続的な改善の下での業務運営を実施する。</p> <p>2 効率的かつ効果的な業務運営</p> <p>(1) 適切かつ弾力的な人員配置</p> <p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置する。</p> <p>必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 事務部門の職務能力の向上</p> <p>桑名市の派遣職員から法人が独自に採用したプロパー職員に段階的に切り替えることで、<u>中期計画期間内に10名以内とすることを目指し</u>、また研修等を充実させることで、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成し、事務部門の職務能力を向</p>
---	--

(3) 新しい人事評価制度の構築

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な新しい人事評価制度の導入を図ること。

(4) 勤務成績を考慮した給与制度の導入

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第57条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績を考慮した給与制度を導入し、適切な運用を図ること。

(5) 職員の就労環境の整備

日常業務の質の向上を図り、患者の安全を守るとともに、優秀な職員を確保するため、職員にとって働きやすく、また、働きがいのある就労環境を整備すること。

(6) 業務改善に取り組む組織風土の醸成

職員の意欲を高め、業務運営への積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。

上させる。

あわせて、事務職員数を適正化し、事務部門のスリム化を図る。

(3) 新しい人事評価制度の構築

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な新しい人事評価制度を導入する。

(4) 勤務成績を考慮した給与制度の導入

職員の給与については、職員の努力や法人の業績が反映される給与制度を導入し、適切に運用する。

(5) 職員の就労環境の整備

日常業務の質の向上を図り、患者の安全を守るとともに、優秀な職員を確保するため、柔軟な勤務形態の採用、時間外勤務の削減、休暇の取得の促進等、職員にとって働きやすく、また、働きがいのある就労環境を整備する。

(6) 業務改善に取り組む組織風土の醸成

各部門間のコミュニケーションを良くして、連携を円滑にする。

その上で、病院経営に係る目標の設定や課題・改善提案に対し、職員の誰もが参画可能な体制にするなど、職員個々が経営状況を理解し、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成する。

(7) 予算の弾力化等

地方独立行政法人制度の特長である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的かつ効果的な事業運営に努めること。

また、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用及び業務量等の節減を図ること。

(8) 収入の確保と支出の節減

効果的な病床管理を行うことによる病床利用率の向上及び高度医療機器の稼働率の向上を図り、診療報酬の改定や健康保険法等の改正に的確に対処するとともに、診療報酬の請求漏れや減点を防止し、未収金の未然防止対策と早期回収に努めるなど、収入を確保すること。

後発医薬品の採用を一層促進するほか、医薬品及び診療材料等の購入方法の見直しや業務委託の推進など、事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めること。

(7) 予算の弾力化等

中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的かつ効果的な事業運営に努める。

複数年契約や複合契約等、多様な契約手法を活用し、費用及び業務量等の節減を図る。

(8) 収入の確保と支出の節減

ア 収入の確保

(ア) 医師及び看護師の充実

(イ) 7対1入院基本料の維持

(ウ) D P C制度の活用

(エ) 入院については入院患者数の増加、病床利用率の向上及び平均在院日数の短縮、外来については外来患者数の増加

〔入院患者数、病床利用率、平均在院日数及び外来患者数〕

病院名	区分	平成19年度実績値	平成20年度実績値
桑名市民病院	入院患者数	49,536人	50,044人
	病床利用率	57.8%	58.6%
	平均在院日数	17.9日	16.8日
	外来患者数	116,937人	122,772人
桑名市民病院	入院患者数	5,951人	5,583人

分院	病床利用率	33.2%	31.2%
	平均在院日数	5.9日	6.0日
	外来患者数	36,924人	34,455人

入院患者数及び外来患者数については、前年度の患者数を下回らないよう努力する。

平成25年度における病床利用率は、平成20年度比5%増を目指す。

平均在院日数については、前年度を上回らないよう努力する。

(オ) 高度医療機器の稼働率の向上

(カ) 診療報酬の改定や健康保険法等の改正への的確な対処と診療報酬の請求漏れや減点の防止

(キ) 未収金の未然防止と早期回収

イ 費用の節減

医薬品、診療材料等の購入や清掃、警備等の業務委託については、2病院で一括して調達及び契約を行うことにより、費用の節減を図る。

(ア) 後発医薬品の採用促進

〔後発医薬品採用率及び採用数〕

区分	病院名	平成20年度 実績値	平成25年度 計画値
後発医薬品採用率	桑名市民病院	12.2%	15%
	桑名市民病院分院	8.6%	

後発医薬品採 用数	桑名市民病院	119	230
	桑名市民病院分院	60	

(イ) 薬品及び診療材料における同種・同効果のものの整理、
購入方法の見直し及び過剰な在庫の防止による死蔵品及
び期限切れ廃棄品の削減

〔材料費対医業収益比率〕

病院名	平成20年度実績値	平成25年度計画値
桑名市民病院	18.9%	26.9%
桑名市民病院分院	27.1%	
備考 平成19年度自治体黒字病院一般病院の材料費対医業収益比 率 26.9%		

(ウ) 委託内容、委託先及び契約方法等を全般的に見直すこと
による既存の業務委託の適正化、並びに効率化が見込める
業務における新規の業務委託の推進

〔経費対医業収益比率〕

病院名	平成20年度実績値	平成25年度計画値
桑名市民病院	24.6%	22.6%
桑名市民病院分院	21.7%	
備考 平成19年度自治体黒字病院一般病院の経費対医業収益比率 22.6%		

(エ) 医療安全の確保、医療の質や患者サービスの向上等に
十分配慮した上での業務の効率化・業務量の適正化によ
る人件費の節減

第4 財務内容の改善に関する事項

公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保するため、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に即した中期計画及び年度計画を作成し、これに基づいて病院を運営することにより、中期目標の期間中に経常収支比率100パーセント以上を達成すること。

〔人件費対医業収益比率〕

病院名	平成20年度実績値	平成25年度計画値
桑名市民病院	70.1%	66.6%
桑名市民病院分院	48.5%	48.5%
備考 平成19年度自治体黒字病院一般病院の人件費対医業収益比率 49.3%		

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保するため、「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、中期目標の期間中に経常収支比率100パーセント以上を達成することを目指す。

1 予算（平成21年度下半期～平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	17,997
医業収益	17,803
運営費負担金	194
営業外収益	1,059
運営費負担金	742

	運営費交付金	249
	その他営業外収益	68
	資本収入	341
	運営費負担金	221
	長期借入金	120
	その他資本収入	0
	その他の収入	0
	計	19,397
	支出	
	営業費用	18,310
	医業費用	17,904
	給与費	10,700
	材料費	4,371
	経費	2,725
	資産減耗費	9
	研究研修費	99
	一般管理費	406
	営業外費用	423
	資本支出	607
	建設改良費	152
	長期借入金償還金	365
	その他資本支出	90
	その他の支出	0

	計	19,340
<p>(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。</p>		
<p>(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。</p>		
<p>[人件費の見積り]</p>		
<p>期間中総額10,700百万円を支出する。</p>		
<p>なお、当該金額は、役員報酬並びに職員給料、職員諸手当及び退職者給与の額に相当するものである。</p>		
<p>[運営費負担金等の繰出基準ほか]</p>		
<p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第85条第1項に基づき設立団体が負担すべき経費及び法第42条に基づき設立団体が交付できる金額については、地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて（平成16年4月1日総財公第39号総務省自治財政局公営企業課長通知）「第1 設立団体が負担すべき経費について」に定められた基準及び別紙のとおりとする。</p>		
<p>建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、資本助成のための運営費負担金等とする。</p>		
<p>2 収支計画（平成21年度下半期～平成25年度）</p>		
<p>（単位：百万円）</p>		

	区 分	金 額
	収益の部	19,056
	営業収益	17,997
	医業収益	17,803
	運営費負担金収益	194
	営業外収益	1,059
	運営費負担金収益	742
	運営費交付金収益	249
	その他営業外収益	68
	その他の収入	0
	費用の部	19,318
	営業費用	18,895
	医業費用	18,489
	給与費	10,700
	材料費	4,371
	経費	2,725
	減価償却費	581
	資産減耗費	13
	研究研修費	99
	一般管理費	406
	営業外費用	423
	純利益	262

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（平成21年度下半期～平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	19,397
業務活動による収入	19,056
診療業務による収入	17,803
運営費負担金による収入	936
運営費交付金による収入	249
その他の業務活動による収入	68
投資活動による収入	221
運営費負担金による収入	221
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	120
長期借入による収入	120
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0
資金支出	19,397
業務活動による支出	18,733
給与費支出	10,700
材料費支出	4,371
その他の業務活動による支出	3,662
投資活動による支出	242
有形固定資産の取得による支出	152

その他の投資活動による支出	90
財務活動による支出	365
長期借入の返済による支出	23
移行前地方債償還債務の償還による支出	342
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	57

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 1,200百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

(1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応

(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備又は医療機器

の購入等に充てる。

第7 料金に関する事項

1 診療料金等

- (1) 病院を利用する者からは、診療料金及びその他諸料金を徴収する。
- (2) 診療料金及びその他諸料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）、後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）及び指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）の規定により算定した額とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く診療料金及びその他諸料金の額は、前号の規定により算定した額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- (4) 前2号に規定するもの以外の診療料金及びその他諸料金の額は、次のとおりとする。

種類	単位	金額
----	----	----

		特別療養環境の提供に係る差額ベッド料(保険外用療養費)	桑名市民病院	特別室	1日につき	12,000円
				個室	1日につき	4,800円
		桑名市民病院分院	特別室	1日につき	10,500円	
			個室A	1日につき	6,300円	
			個室B	1日につき	4,200円	
			個室C	1日につき	3,150円	
			長期入院の必要性が低い患者の当院における入院期間が180日を超えた入院に係る加算料(保険外用療養費)	1日につき	診療報酬の算定方法により算定した入院基本料(他の保険医療機関から同一の疾病等で当院に転院してきた患者についても同様とし、別に厚生労働大臣が定める状態にある患者を除く。)に100分の15を乗じた点数(その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入した点数)に10	

			円を乗じて得た金額に、100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
	患者の自主的な選択に基づく予約医療で、予約した時刻に適切に受けることができたもの（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）に係る加算料（保険外併用療養費）	1件につき	1,500円以下で理事長が定める額
	他の病院又は診療所からの文書による紹介なしに受診した患者（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）の初診に係る加算料（保険外併用療養費）	1件につき	3,000円以下で理事長が定める額
	セカンドオピニオンに係る面談料	1回1時間以内につき	20,000円以下で理事長が定める額
	人間ドック料	1件につき	50,000円以下で理事長が定める額
	脳ドック料	1件につき	50,000円以下で理事長が定める額
	自由診療料	保険点数1点につき	10円

	無保険の場合	保険点数 1 点につき	15円
	自動車損害賠償責任保険診療料	保険点数 1 点につき	20円

(5) 前号の規定により難い診療料金及びその他諸料金の額は、理事長が別に定める。

2 還付
既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、理事長は、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 減免及び徴収猶予
理事長は、特別な理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免し、又は相当の期間を定めて徴収を猶予することができる。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域の医療水準向上への貢献

(1) 地域医療への貢献

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受けない非公務員型の地方独立行政法人制度を活用して、医師をはじめとする医療スタッフにより、次に掲げる活動を進めること。

ア 他の医療機関等への支援又は相互交流

イ 地域の医療従事者を対象とした研修会への参加又は講師と

第8 桑名市地方独立行政法人法施行細則（平成21年桑名市規則第26号）第4条で定める事項

1 地域の医療水準向上への貢献に関する計画

(1) 地域医療への貢献

医師をはじめとする医療スタッフの他の医療機関等への派遣又は相互交流、及び地域の医療従事者を対象とした研修会への参加又は講師派遣を進める。

地元医師会等が主催する諸活動に積極的に参加し、情報交換に努める。

<p>しての派遣</p> <p>(2) 地域の医療従事者の育成 他の臨床研修病院の研修協力病院として、その病院の臨床研修医を受け入れるほか、看護師及び薬剤師等の実習の受入れ等を積極的に行い、地域の医療従事者の育成を進めること。</p> <p>(3) 保健医療情報の提供 地域医療のネットワークにおける中核病院として、診療等を通じて蓄積した健康、疾病予防及び専門医療等に関する情報を他の医療機関等へ提供すること。</p> <p>2 医療機器の整備 医療機器の整備については、費用対効果、地域住民の医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断して適切に実施すること。</p> <p>3 新病院の施設整備 桑名市民病院あり方検討委員会答申を踏まえ、桑名市との連携の下、地域の中核病院として担うべき診療機能を有し、利便性等も考慮した立地の選定及び施設の整備を計画的に進めること。</p>	<p>(2) 地域の医療従事者の育成 他の臨床研修病院の研修協力病院として、その病院の臨床研修医を受け入れるほか、看護師及び薬剤師等の実習の受入れ等を積極的に行い、地域の医療従事者の育成を進める。</p> <p>(3) 保健医療情報の提供 地域医療のネットワークにおける中核病院として、診療等を通じて蓄積した健康、疾病予防及び専門医療等に関する情報を、地元医師会等を通じて他の医療機関に提供する。</p> <p>2 医療機器の整備に関する計画（平成21年度下半期～平成25年度） 高度医療及び急性期医療に取り組むため、費用対効果、地域住民の医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断して、高度医療機器の整備を適切に実施する。 整備の財源は桑名市長期借入金等とし、各事業年度の桑名市長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。</p> <p>3 新病院の施設整備に関する計画 交通の利便性が悪く、老朽化した現在の桑名市民病院に替わる新たな地域の中核病院については、桑名市との連携の下、交通の利便性の良い場所に建設し、二次医療を完結できるべく、設備及び医療機器等の整備を進める。その際は、環境への配慮及びアメニティの向上を必須項目とする。</p> <p>4 積立金の処分に関する計画</p>
--	---

	なし 5 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人が桑名市に対し負担する債務の元利償還を確実に行う。
--	---